

# グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「**SSGA**」）は、業界で最大級の機関投資家を対象とする投資顧問会社の一社であり、機関投資家に対する金融サービスの大手プロバイダーであるステート・ストリート・コーポレーションの投資顧問部門である。投資顧問会社として、**SSGA**はその殆どの顧客口座に対して一任で議決権を行使する裁量権を有しており、**SSGA**はこれら議決権を、「**SSGA** グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則」に記載されるように、顧客の投資が持つ長期的な経済価値を守り増大させると **SSGA** が信ずる方法で行使する。

## グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

**SSGA**は、米国、欧州連合、英国およびアイルランド、新興市場、日本、豪州およびニュージーランドなど代表的市場に対して議決権行使ガイドラインを定めている。特定の議決権行使ガイドラインを持たない国際市場については、**SSGA**のグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則に沿って形で検討し議決権行使を行っている。しかしながら、**SSGA**はこうした多様な市場で議決権を行使する場合に、現地の市場慣行にも十分配慮するよう努力している。

### **SSGA**の議決権行使・発行体エンゲージメント アプローチ

**SSGA**では、アセットマネジャーとして受託者責任を非常に重く受けとめている。**SSGA**では、コーポレートガバナンスの専門家からなる専任チームを設け、責任ある投資家としての責務を果たそうとしている。これらの責務には、企業へのエンゲージメント、自社のコーポレートガバナンスガイドラインの策定と強化、企業レベルでのケース・バイ・ケースのコーポレートガバナンス問題の分析、および**SSGA**の議決権の行使などがあるが、全て株主価値を最大化させることを目的としている。

**SSGA**のグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則は、市場毎に異なる共通のガバナンス問題に対して独特の視点を持つことがあるため、エンゲージメント行動も長期的なエンゲージメント目標を最高に達成するために様々な形態をとる場合がある。**SSGA**では、ポートフォリオ保有企業の議決権行使とエンゲージメントこそ、株主が所有権を行使できる最も直接的で生産的な方法であると考えており、これらの手段を投資プロセス全体の中で重要な部分と位置付けている。

**SSGA**はエンゲージメントと議決権行使の活動には直接的な関連があると考えている。そのため、議決権行使を活用しつつ、エンゲージメント活動を進めることで、**SSGA**顧客口座保有銘柄の長期的な経済価値を保護し高めると考えられる株主にとって有力な手段を提供する。**SSGA**は、投資戦略に関わらず、全保有銘柄をカバーする集中的議決権行使プロセスと積極的株主権プロセスを持つことにより投票とエンゲージメントによる影響力を最大化する。**SSGA**には、運用商品や戦略によって、様々な投資の見方と目的があるものの、株式保有の受託者責任と**SSGA**が投票の裁量を持つ投票は同一の見解と目的をもって実行される。

**SSGA**のグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則は、**SSGA**顧客ポートフォリオが保有する企業の株主価値

を最大化することに資すると**SSGA**が考えるガバナンス構造を支持する。**SSGA**は、発行体毎に個別のエンゲージメントを実施し、持続可能性関連のリスクなど**SSGA**の原則について話し合う。さらに、**SSGA**は発行体に、取締役が株主と直接対話する機会を増やす方策を探すように促す。**SSGA**は、幹部取締役や独立非常勤取締役との直接的なコミュニケーションこそ、会社が株主の関心事を理解する上で極めて重要なことと考えている。反対に、適切な場合には、**SSGA**は複数の株主との協力的エンゲージメント活動を実施し、会社の代表者等に共通の関心事について意思疎通を図る。

**SSGA**のエンゲージメントを実施するに当たり、**SSGA**は、マクロ経済状況や国の政治制度全般、規制監督の質、所有権と株主権の執行、および司法の独立性などを含み、またこれらに限らず国のコーポレートガバナンスの枠組みの中に入り込む様々な要因を評価する。**SSGA**は、ガバナンス慣行とエンゲージメント活動に関する規制要件と投資家の期待が国毎に異なることを理解している。そのため、**SSGA**は市場によって、発行体、規制当局、またはその両者にエンゲージメントする。**SSGA**は、国レベルの広範なコーポレートガバナンスに関連する方針と共に、企業レベルでも発行体固有の関心事に対処する様々な投資家団体のメンバーになっている。

企業固有のリスクの緩和を助けるため、**SSGA**のアセットスチュワードシップチームはファンダメンタルアクティブ運用チームや、その他の運用チームのメンバーと協力しコーポレートガバナンス問題の特定の事項について企業にエンゲージメントすることがあり、これにより株主総会で諮られる株主議案に関する情報収集の包括的アプローチが促進される。また、特定の関心事に議決権行使時期以外に、**SSGA**は発行体固有のエンゲージメントを実施し、様々なコーポレートガバナンスおよび持続可能性関連のテーマを取り扱う。

**SSGA**のアセットスチュワードシップチームは、計量分析と定性分析を併用し、積極的なエンゲージメントが株主価値を保護し高めるために必要となる可能性がある、発行体の特定を助けるスクリーニングのためのデータを利用する。発行体エンゲージメントは、発行体固有のコーポレートガバナンス、持続可能性の懸念または広く産業関連のトレンドに重点を置きながら、個別のイベントを契機とすることもあり得る。**SSGA**は、問題となっている発行体の**SSGA**運用資産が保有するポジション合計、潜在的に粗悪なガバナンスやパフォーマンス特性、および目先の状況の規模も考慮する。その結果、**SSGA**は、企業への直接エンゲージメントが多くある形態をとり得ること、そして幾多の状況下で起こり得るものと信ずる。**SSGA**が定義するエンゲージメントの方法を以下に示す。

## グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

### 積極的

**SSGA** は、ガバナンスおよび持続可能性プロファイルなど企業固有のデータの組み合わせを把握するように設計されたス

クリーニングツールを使用し、**SSGA** の投票活動とエンゲージメント活動に役立っている。

**SSGA** は、**SSGA** がスクリーニングプロセスで特定した企業の取締役や経営陣との直接対話を模索する。そうしたエンゲージメントを行うことで、企業がそのガバナンスや持続可能性の実践を改善することを確認するモニタリングが必要になることがある。こうしたケースでは、エンゲージメントプロセスが、**SSGA** が粗悪なガバナンスと持続可能性の実践による過大なリスクから長期的な株主価値を守る最も有効な機会となる。

### 受動的

受動的エンゲージメントは発行体側のアプローチを契機とする。**SSGA** は、企業コミュニティとの間で定期的に特定の議決権行使に係る問題と議案について話し合う場を設けている。受動的エンゲージメントは、議案に対処する機会というだけでなく、広範なガバナンスおよび持続可能性問題に対処する機会であると認識している。

**SSGA** は発行体へのエンゲージメントに関する **SSGA** のアプローチをより詳細に記述したエンゲージメントの手続きを定めている。

### 評価

**SSGA** の発行体エンゲージメントプロセスの有効性の評価は困難であることが多い。成果を評価するうえでの主観性を制限するため、**SSGA** は積極的に発行体からのフィードバックを受け、エンゲージメント後に発行体が行った行動を監視して実態を伴う変化の有無を確認する。そうすることで、**SSGA** は、発行体がどのようにして **SSGA** の抱く懸念に対応したか、そしてどの程度こうした反応が **SSGA** の要請に応えたかを測定する指標を設定することができる。同様に重要なこととして、有効なエンゲージメント活動は、事実と状況により異なる期間に跨がって評価することもでき、エンゲージメントが 1 回のミーティングで終わることもあれば、数年間に及ぶこともあることも指摘しておく。

問題とエンゲージメント活動が受動的か、継続的か、あるいは積極的かによって、発行体へのエンゲージメントは、書面

によるコミュニケーション、電話会議、あるいは直接のミーティングといった形態をとり得る。**SSGA** は、会社の経営陣または取締役と直接対応することによって最良の積極的エンゲージメントがなされるものと信ずる。複数の株主が会社の代表者と話し合う株主電話会議などの協調的エンゲージメントも、**SSGA** がエンゲージメントを要するものと特定していない問題を話し合う場として有効であろう。

## 議決権行使手順

### 監督

**SSGA** アセットスチュワードシップチームは、議決権行使ガイドラインの作成、実施、ケース・バイ・ケースの投票案件、企業へのエンゲージメント、およびガバナンス関連問題の調査と分析に責任を有する。議決権行使ガイドラインの実施は、投資、コンプライアンスおよび法務の専門家からなる委員会である **SSGA** グローバル議決権審査委員会（以下「**SSGA PRC**」）が監督し、以下に詳述される議決権問題に対するガイダンスを提供する。議決権行使に係るプロセスの最終的監督責任は、**SSGA** 投資政策委員会 (**Investment Committee**) が負う。**SSGA** 投資政策委員会は、議決権行使ガイドラインの改定を検討し承認する。**SSGA PRC** は **SSGA** 投資政策委員会に直属し、重要な議案について当委員会に照会する。

### 議決権行使プロセス

**SSGA** は、議決権行使とコーポレートガバナンスに精通したインスティテューショナル・シェアホルダー・サービス・インク（以下「**ISS**」）と契約し、**SSGA** の議決権行使プロセスの補佐を依頼している。**SSGA** は **ISS** のサービスを以下の 3 種類利用している：(1)**SSGA** の議決権行使代理人として（**SSGA** に議決権行使の執行および管理サービスを提供すること）、(2)**SSGA** の議決権行使ガイドラインを適用すること、(3)コーポレートガバナンスに関する問題全般と特定の議決案件に関する調査と分析の提供者として。

**SSGA** アセットスチュワードシップチームは、**ISS** と共に毎年または必要に応じてケース・バイ・ケースで議決権行使ガイドラインを検討する。ほとんどの一般的な議決権行使案件（例えば監査人の留任など）について、**ISS** は当議決権行使ガイドラインに従って議決権を行使する。

それ以外では、アセットスチュワードシップチームが、事実と状況に照らし、かつ **SSGA** のグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則および付随する議決権行使ガイドラインに沿って、**SSGA** 顧客口座の価値を最大化する投票方法を決定すべく議案内容を評価する。

## グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

場合によって、SSGA アセットスチュワードシップチームは、重要な議案について、その議決権行使の判断を SSGA PRC に仰ぐ。さらに、SSGA PRC に議決権行使の照会を行うか否かを決めるに当たり、SSGA アセットスチュワードシップチームは、SSGA 顧客の利益と SSGA およびその関係会社の利益との間に重大な利益相反があるか否かを考慮する（より詳しくは以下の「利益相反に関するガイドライン」で説明する）。

SSGA は議決権行使が可能ならすべての市場で議決権を行使するが、委任状が必要な場合、投票することが SSGA の当該証券を取引する能力に重大な影響を及ぼす場合、あるいは企業固有の特別な書面を必要とするか様々な市場または企業の証明を要する場合には、株主総会での投票を差し控えることがある。SSGA は、SSGA 顧客が用いるカスタディアンがある管轄区で議決権行使サービスを提供しない場合、あるいはカスタディアンが通常のカストディ・サービス契約の範囲を超えた特別な手数料を総会に対して課金する場合には議決権行使を行うことができない。

### 利益相反

SSGA の利益相反に関するガイドラインを参照されたい。

## 議決権行使とエンゲージメントの原則

### 取締役と取締役会

取締役の選任は、SSGA が株主として遂行する最も重要な受託者責任の一つである。SSGA は、優れたガバナンス体制を持つ企業は株主の利益を守るとともに追求し、不確実な経済環境からくる困難に耐えることができるものと信ずる。そのため、SSGA は、SSGA が受託者として各ポートフォリオ保有銘柄の長期的価値を最大化すると考える方法で取締役選任議案に対して議決権を行使する。

主として、取締役会は株主の利益を守り、その権利を保護することで株主を代行する。このコンセプトが取締役会および取締役の業績を測定する基準を定める。この基本原則を実現するため、SSGA の見解では、取締役会の役割は当該企業とその株主の長期的な利益に最も適うようにその任務を遂行することにある。独立した効果的な取締役会は、経営陣を監督し、戦略的事項にガイダンスを提供するとともに、CEO その他の幹部を選任、経営継承計画を策定し、リスクの監視を行い CEO と経営陣の業績を評価する。対照的に、経営陣は事業および資本配分の戦略を実施し、企業の日々の業務を執り行う。SSGA のエンゲージメントプロセスの一環として、

SSGA は定期的にこうした責務の重要性について発行体と話し合っている。

SSGA は、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度となると考えている。取締役選任の議決権を行使するに当たり、SSGA は多くの要因を考慮する。SSGA は、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するのに不可欠であると考えている。十分な独立性を持つ取締役会は、効果的に経営陣を監視し、適正なガバナンス実践を維持し、株主の利益を守るために必要な監督機能を遂行する。SSGA は、取締役の正しい技能の組み合わせ、独立性、多様性および資質が、しばしば業界毎に独特で複雑となるリスクと業務の構造を取り扱う知識と直接的な経験を取締役会に与えるものと考えている。

### 会計と監査に関する問題

SSGA は、監査委員会の設置が取締役会のリスク監視機能の一部として不可欠であると考えている。監査委員会は、会社の業務と戦略に潜在的に存在し顕在化するリスクを効果的に管理することを企図した、強固な監査と内部統制制度を与える社内監査機能の確立に責任を持つ。SSGA は、監査委員会が独立取締役をメンバーとして持つべきであると考えており、SSGA は監査機能の管理を監督する責務を担う監査委員会メンバーを支持する。

信頼できる財務諸表を適時に開示し入手可能とすることは投資プロセスの不可欠な要件である。そのため、内部管理の取締役会による監視と監査プロセスの独立性が、投資家に財務諸表を信頼してもらうには極めて重要となる。さらに、監査人が会社の財務状況の保証を与えることから、監査委員会が経営陣から独立した社外監査人を指名することも重要である。

### 資本構成、組織再編と合併

資本調達能力は、会社が戦略を実施し、成長し、資本コストを上回るリターンを達成する上で極めて重要である。資本調達活動の承認は、調達資金額を監視し、資本が効率的に配分されていることを確認するために株主に備わった能力の基本的な部分である。会社の資本構成の変更は、取締役会がなす重大な意思決定であり、そうした重大な意思決定に当たっては、SSGA は、会社が企業戦略と整合的な事業上の全体的な正当性と、株主持分を過剰に希薄化しないことについて開示すべきだと考えている。

## グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。

株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。合併と買収を評価するに当たり、SSGAは、検討が十分になされたことと、株主に対するコーポレートガバナンス条項への影響を考慮する。いずれの場合でも、SSGAは株主価値を最大化するために持てる裁量権を行使する。

時に企業は、潜在的買収者が買収提案を行う機会を低減させ、あるいは買収が成立する可能性を低下させるような敵対的買収防衛策を導入することがある。SSGAは、株主権を縮小し、経営陣の立場を強固にするか、あるいは合理的な提案に議決権を行使する株主権の可能性を狭めるような提案を支持しない。

### 報酬

SSGAは、適切な水準の幹部報酬の設定が取締役会の責任であると考えられる。考えられる報酬プランと報償の種別は様々であるが、SSGAが行う幹部報酬の分析には単純な哲学がある。それは幹部報酬と企業の長期的な業績との間に直接的な関係を持たせるべきであるということである。

株主には、報酬構成と水準が事業上の業績に合わせて決められているかどうかを評価する機会が与えられるべきである。報酬報告を評価する際に、SSGAは、様々な報酬要素、絶対的および相対的報酬水準、比較対象の選択とベンチマーク設定、長期的および短期的奨励金の組み合わせ、報酬構成と株主利益および企業戦略や業績との整合性などの要因を考慮する。SSGAは、報酬が株主利益に沿わないと判断される報酬報告には反対票を投じる場合がある。SSGAは、報酬委員会のメンバーを再任する際に、幹部報酬の慣行を考慮する。

SSGAは、報酬方針と慣行が市場によって大きく変わり、開示の程度、金額と報酬支払い形態、および幹部報酬慣行を承認する株主の権限において、しばしば大きな相違が見られることを認識している。そのため、幹部報酬の妥当性を評価するSSGAの能力は市場の慣行と法令に依存することが多い。

### 環境および社会的問題

受託者として、SSGAは重大な環境および社会的（持続可能性）問題について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。重要かつ重大なテーマに関するSSGAの見解について、企業とのコミュニケーションや市場参加者SSGAの啓蒙を目的としてエンゲージメント、議決権行使および先駆

的思考の開示を通じ、発言と議決権を活用する。SSGAのアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することが可能となる。エンゲージメントでは、SSGAの優先テーマに沿った内容や、企業との長期的関係を築くために広範な議題を取り上げる。議決権行使においては、重大な持続可能性に関する事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

SSGAの環境および社会的問題に対するアプローチに関する詳細は、「環境および社会問題に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン」を参照されたい。

### 一般的/日常的業務

SSGAは個々の企業の日常業務へのエンゲージメントは行わないが、企業価値に影響を及ぼし得るような経営判断には注意深く目を配り、また意見を述べる必要性を認識している。SSGAは、経済的に優位に作用する企業活動とガバナンスの実践を推進する提案を支持するが、日常業務または通常業務と見なされる意思決定は経営陣と取締役会に委ねる。

### 債券のステュワードシップ

SSGAの債券に係るステュワードシップには次に掲げる二つの要素がある。

### 議決権行使

債券保有者会議で議題に上がる事項は管轄する法制度によって様々であるが、債券保有者会議で一般的な提案は以下の項目を含む。

- 借入契約条項や発行条件変更の承認
- 必要書類の提出やその他の手続等、事務手続きに係る事項の承認
- 債務再編計画の承認
- 破産管財人への意義申し立て要求棄却
- 発行済債券買戻しの承認
- 取締役に一任された未発行債券売出しの承認
- 分離や併合の承認

債券保有者会議で諮られる項目の性質から、SSGAは提案される議案の行使判断は、ケース・バイ・ケースで検討する。必要に応じて、SSGAは行使判断する前の段階で発行体へのエンゲージメントを行う。全ての行使判断はSSGA顧客の最大利益になるよう導かれる。

## グローバル議決権行使および エンゲージメントの原則

### 発行体へのエンゲージメント

**SSGA** は、債券保有者による企業への通常の発言力は限定的であると認識している。しかしながら、**SSGA** の社債保有残高の規模を前提とすると、**SSGA** は発行体へのエンゲージメントを通じ企業の **ESG** 実践に有意な影響を与えられえると信じる。**SSGA** の債券発行体に対するエンゲージメントのガイドラインは、上述した **SSGA** の株式保有にかかるエンゲージメントのガイドラインを広範に踏襲するものである。

### 証券貸付

**SSGA** が受託者として行動するファンドについては、特定の投票が当該ファンドに重大な影響を及ぼすと見なされる場合に、**SSGA** は証券の返還請求を実施することがある。いくつかの要因がこのプロセスを形成する。第一に、**SSGA** が株式の返還請求を行うのに十分な猶予をもって、または基準日よりも前に投票通知を受け取らなくてはならない。多くの場合、**SSGA** は適時に通知を受け取っておらず、基準日当日またはそれ以前に株式の返還請求を行うことができない。第二に、その自由裁量を行使する **SSGA** は、議決権行使の利益が放棄する収入を上回ると見なされる場合に株式の返還請求を行う。この決定には、その時点までに入手可能な情報をもって、**SSGA** が事象または計量化が困難な帰結に対する判断を形成する必要がある。しかし、この分野における過去の経験から、証券の返還請求がもたらす経済的利益は、それによって放棄することになる貸付収入を上回るとは滅多にないと、**SSGA** は考えている。

### 報告

議決権がどのように行使されているかの情報を必要とする顧客は、**SSGA** のリレーションシップ・マネージャーまでご連絡いただきたい。

## 重要なリスク情報

本資料は、SSGA が作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承ください。

### APAC:

**Australia:** State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services Licence (AFSL Number 238276). Registered office: Level 17, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia Telephone: +612 9240-7600 • Facsimile: +612 9240-7611

**Hong Kong:** State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200.

**Japan:** State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association.

**Singapore:** State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501.

### EMEA:

**Abu Dhabi:** State Street Global Advisors Limited, Middle East Branch, 42801, 28, Al Khatem Tower, Abu Dhabi Global Market Square, Al Maryah Island, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by ADGM Financial Services Regulatory Authority. Telephone: +971 2 245 9000.

**Belgium:** State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 120, 1000 Brussels, Belgium. Telephone: 32 2 663 2036, Facsimile: 32 2 672 2077. SSGA Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited.

State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

**Dubai:** State Street Global Advisors Limited, DIFC Branch, Central Park Towers, Suite 15-38 (15th floor), P.O Box 26838, Dubai International Financial Centre (DIFC), Dubai, United Arab Emirates. Regulated by the Dubai Financial Services Authority (DFSA). Telephone: +971 (0)4-4372800, Facsimile: +971 (0)4-4372818.

**France:** State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris branch is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris Branch, is registered in France with company number RCS Nanterre 832 734 602 and whose office is at Immeuble Défense Plaza, 23-25 rue Delarivière-Lefoullon, 92064 Paris La Défense Cedex, France. T: (+33) 1 44 45 40 00. F: (+33) 1 44 45 41 92.

**Germany:** State Street Global Advisors GmbH, Briener Strasse 59, D-80333 Munich. Authorised and regulated by the Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ("BaFin"). Registered with the Register of Commerce Munich HRB 121381. T: +49 (0)89-55878-400. F: +49 (0)89-55878-440.

**Ireland:** State Street Global Advisors Ireland Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 145221. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300.

**Italy:** State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano) is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano), is registered in Italy with company number 10495250960 - R.E.A. 2535585 and VAT number 10495250960 and whose office is at Via Ferrante Aperti, 10 - 20125 Milano, Italy. Telephone: +39 02 32066 100. Facsimile: +39 02 32066 155.

**Netherlands:** State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building, 7th floor Herikerbergweg 29 1101 CN Amsterdam, Netherlands. Telephone: 31 20 7181701. SSGA Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

**Switzerland:** State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Authorised and regulated by the Eidgenössische Finanzmarktaufsicht ("FINMA"). Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16.

**United Kingdom:** State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350.

**Canada:** State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 500, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900.

**United States:** State Street Global Advisors, One Lincoln Street, Boston, MA 02111-2900. T: +1 617 786 3000.

Investing involves risk including the risk of loss of principal. The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

投資にはリスクがあり、元本を失う可能性もあります。

本資料で参照している商標やサービスロゴは、それぞれの所有者の知的財産です。第三者のデータ提供者は、データの正確性、完全性や適時性に関するいかなる種類の保証を表明しておらず、そうしたデータの利用に関連して発生したいかなる種類の損害についても責任を負いません。

**ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社**  
東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25 階  
Tel: 03-4530-7333

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 345 号  
加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、  
一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

© 2020 State Street Corporation. All Rights Reserved.

Tracking Number: 3067982.1.1.APAC.RTL  
Exp. Date: 03/31/2021